

盛岡手づくり村ベンチ改修等事業業務委託 仕様書

第1 業務の目的

本年度開業 40 周年を迎える盛岡手づくり村において、盛岡市内の森林から産出した木材（以下「市産材」という。）を用いたベンチ等備品の新設及び改修を行うことにより、木製品の魅力を発信し、市産材の更なる利用促進を図るとともに、来場者に対する施設の訴求力向上とイメージアップを図るもの。

第2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

第3 履行場所

盛岡手づくり村ほか

第4 委託内容

1 製作及び改修に係る共通事項

次のとおり留意のうえ、製作するものとする。

- (1) 市産材とし、岩手県産材認証推進協議会が発行する岩手県産材産地証明書（写し添付）により確認できること。
- (2) 設置後に狂いやねじれが生じないよう乾燥材（含水率 20%以下）を用いることとし、表面を滑らかに仕上げること。
- (3) 屋外利用を想定し、安全性、耐久性及び維持管理の容易性を確保すること。

2 木製備品の製作

(1) 製作する備品及び数量

- ア テーブルセット 3組
- イ 記念撮影用年月日表示板 1台

(2) デザイン等

ア テーブルセット

- (ア) テーブル1台、ベンチ2台を1組とし、大人4人～6人程度が利用可能なものとする。
- (イ) 詳細な寸法、形状及び意匠については、上記要件及び契約金額の範囲内において受注者が提案し、完成イメージ図及び寸法図を提出のうえ、発注者の承認を得て決定するものとする。

イ 記念撮影用年月日表示板

- (ア) 利用者が撮影時に容易に日付（年・月・日）を表示できる構造とし、施設の景観との調和及び市産材の魅力発信に資するデザインとする。
- (イ) 詳細な寸法、形状、意匠、表示方法及び構造については、上記要件及び契約金額範囲内において受注者が提案し、完成イメージ図及び寸法図を提出のうえ、発注者の承認を得て決定するものとする。

(3) 知的財産権

成果物（完成イメージ図、寸法図その他の成果品を含む。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、成果物の引渡し及び委託料の支払完了をもって受注者から発注者に移転する。また、受注者は、当該成果物について、発注者又は発注者が指定する者に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。

3 既存備品の改修（寸法等は別紙参照。）

(1) 改修する備品及び数量

- ア ベンチ（背もたれ付き） 2台
- イ ベンチ（背もたれなし） 2台
- ウ 集合写真用踏台 6台

(2) 改修内容

- ア ベンチ（背もたれ付き） 板材の交換
- イ ベンチ（背もたれなし） 板材の交換
- ウ 集合写真用踏台 板材の交換

- 4 納品場所及び日時
発注者と協議のうえ決定する。

第5 事業報告等

受注者は事業の進捗等に関する次の報告及び発注者による検査に協力しなければならない。

1 事業計画書

受注者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の事業計画書を発注者に提出し、その承認を得ること。

2 随時の報告

本業務委託に関連し市が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出するものとする。

3 立入検査

委託業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち入り、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

4 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に実施成果報告書を添えて提出し、検査等を受けること。

第6 業務委託料

1 委託料の支払い

委託料は、本業務委託が完了し、発注者が業務完了の確認を行ったのちに、受注者に支払うものとする。

2 前金払

受注者は経費支出計画書・支出実績に基づき委託料の前金払いを請求することができ、発注者は必要があると認める場合は前金払いをする。

第7 関係機関との連携

受注者は、業務を円滑に進めるため、市及び他の関係機関との連携を密に図ること。

第8 その他

- 1 受注者は、契約時に担当責任者を定め、責任を持って指示及び管理・運営を行うこと。
- 2 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打ち合わせを行い、双方理解の上で実施すること。
- 3 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- 4 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- 5 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- 6 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。